

双葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

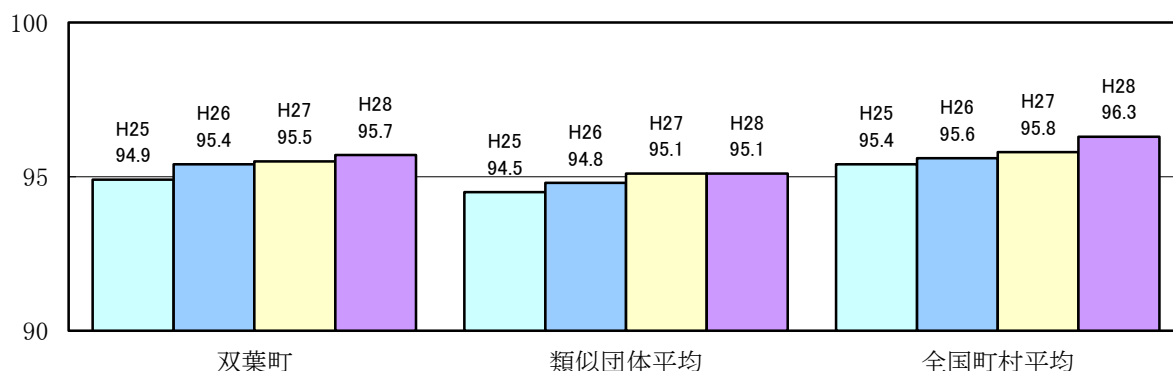
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
27年度	人 6,240	千円 7,757,002	千円 417,973	千円 795,475	% 10.3	% 1.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 88	千円 311,423	千円 67,494	千円 121,445	千円 500,362	千円 5,685	千円 5,560

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与決定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、引下げを実施しました。

なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から5年間にわたり経過措置（現給保障）を実施しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
双葉町	42.3 歳	303,292 円	373,635 円	337,193 円
福島県	42.7 歳	331,000 円	416,157 円	361,628 円
国	43.6 歳	331,816 円	- 円	410,984 円
類似団体	42.2 歳	304,939 円	350,196 円	331,494 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		双葉町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	182,400 円	188,400 円	176,700 円
	高 校 卒	149,400 円	153,200 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	148,200 円	150,800 円	-
	中 学 卒	139,400 円	142,300 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	269,200 円	335,200 円	381,900 円	397,700 円
	高 校 卒	209,500 円	311,300 円	358,800 円	-

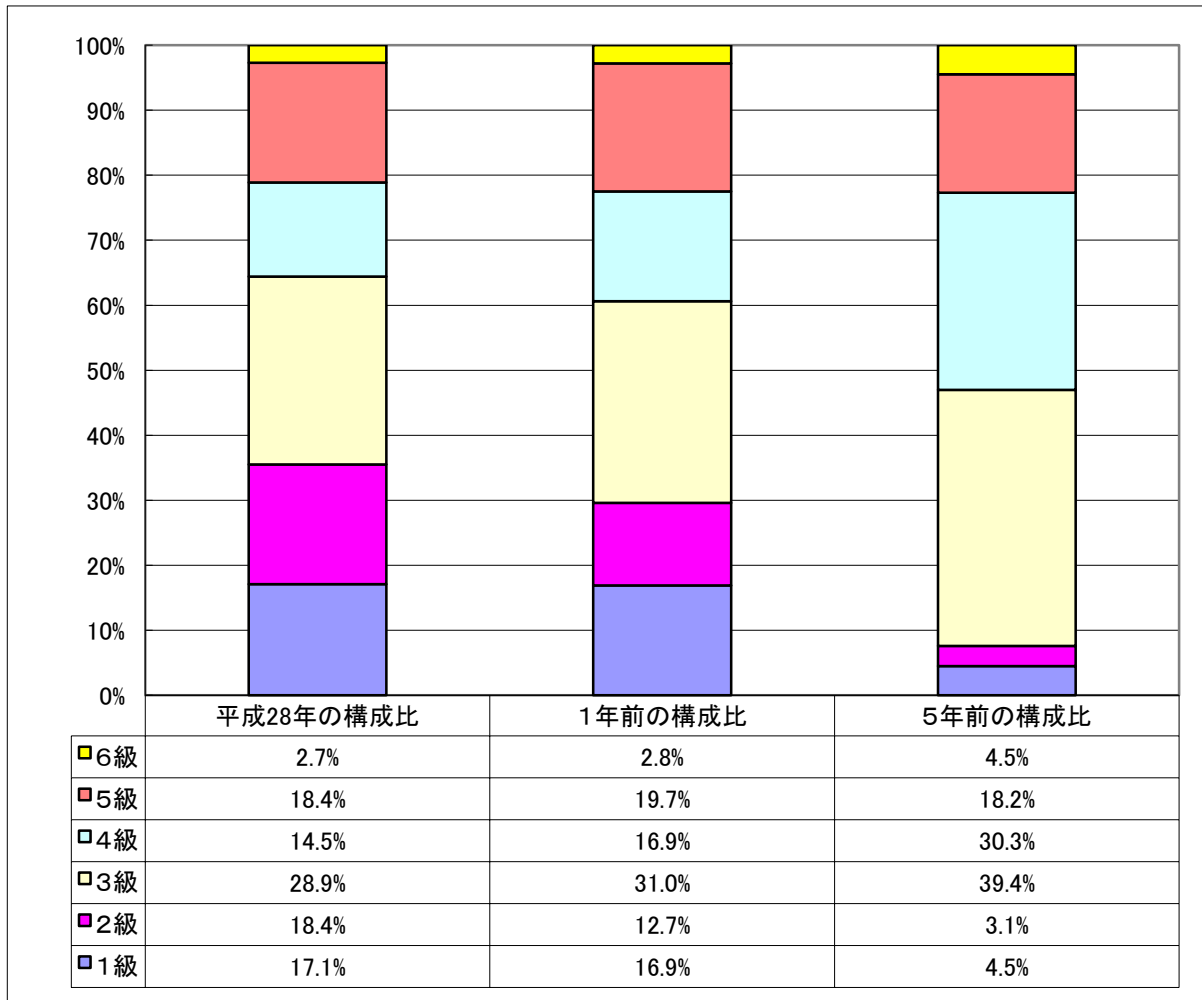
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	13 人	17.1%	144,800 円	253,000 円
2級	副主査	14 人	18.4%	196,500 円	311,100 円
3級	係長・主任主査・主査	22 人	28.9%	233,200 円	358,200 円
4級	課長補佐・総括主任主査	11 人	14.5%	267,000 円	400,600 円
5級	課長・主幹	14 人	18.4%	294,200 円	416,200 円
6級	総務課長・参事	2 人	2.7%	325,800 円	432,500 円

(注) 1 双葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給については、毎年4月1日から3月31日までの1年間の勤務成績に応じ、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(55歳を超える職員は2号給)とすることを標準として決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

双葉町	福島県	国
一人当たり平均支給額(平成27年度) 1,380千円	一人当たり平均支給額(平成27年度) 1,718千円	-
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.60月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.60月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の反映は行っておりません。勤勉手当は、6月1日、12月1日の基準日に在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6か月以内の期間内におけるその者の勤務実績(日数)に応じて支給しています。

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

双葉町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続26年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続26年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
勸奨退職 4号加算					
1人当たり平均支給額 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 勸奨・定年のうち勸奨について、国では平成26年10月31日をもって従来の勸奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しています。

(3) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)				2,279 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)				24,771 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)				60.8 %	
手当の種類(手当数)				3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給実績(27年度決算)	
防疫作業従事職員の手当	右の業務に従事した職員	伝染病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく業務	1日につき 400 円	-	
死体取扱業務従事職員の手当	右の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に定める死亡人の取扱業務	1日につき 10,000 円	-	
災害応急作業従事職員の手当	右の業務に従事した職員	東京電力福島第一原子力発電所敷地内	免震重要棟の外	建屋内 40,000 円	2,279 千円
			故障設備等現場確認	20,000 円	
				上記以外	
		帰還困難区域	免震重要棟の内	3,300 円	
			屋外	6,600 円	
			屋内	1,330 円	
			居住制限区域	屋外	
屋内	660 円				

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	15,551 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	222 千円
支給実績(平成26年度決算)	28,687 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	326 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の

4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

(5) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同じ	-	10,658 千円	226,765円
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 (支給要件)自ら居住するための住宅を借受け月額9,000円を超える家賃を支払っている職員 支給額上限27,000円 2 配偶者等の居住する借家・借間 ・単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅借受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている者 ・単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている者 支給額 1により算出される額の1/2の額	異なる	支給額等	13,472 千円	299,377円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額 ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算) ・交通用具利用者 2,600円～50,400円	異なる	支給額等	5,017 千円	86,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員 支給額 職務の級及び職の区分に応じた額 ・課長 30,000円 ・主幹 25,000円	異なる	支給額等	6,968 千円	316,727円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務した場合に支給。 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	異なる	支給額等	0 千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務に従事した場合に支給 勤務1回につき5,200円 (5時間未満の場合2,500円)	異なる	支給額等	1,264 千円	21,793円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等			
給料	町 副 町 長	長 長	766,000 円 601,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
				850,000 円 / 350,000 円 710,000 円 / 360,000 円		
報酬	議 副 議 員	長 長 員	289,000 円	365,000 円 / 205,000 円		
			248,000 円	320,000 円 / 175,000 円		
			232,000 円	300,000 円 / 155,000 円		
期末手当	町 副 町 長	長 長	(27年度支給割合) 2.95 月分		計算の基礎となる額は、給料月額に15%加算した額	
			(27年度支給割合) 2.95 月分		計算の基礎となる額は、報酬月額に15%加算した額	
退職手当	町 副 町 長	長 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48	(1期の手当額) 17,648,640 円	(支給時期) 任期毎	
			給料月額×在職月数×0.29	8,365,920 円	任期毎	
	備 考					

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

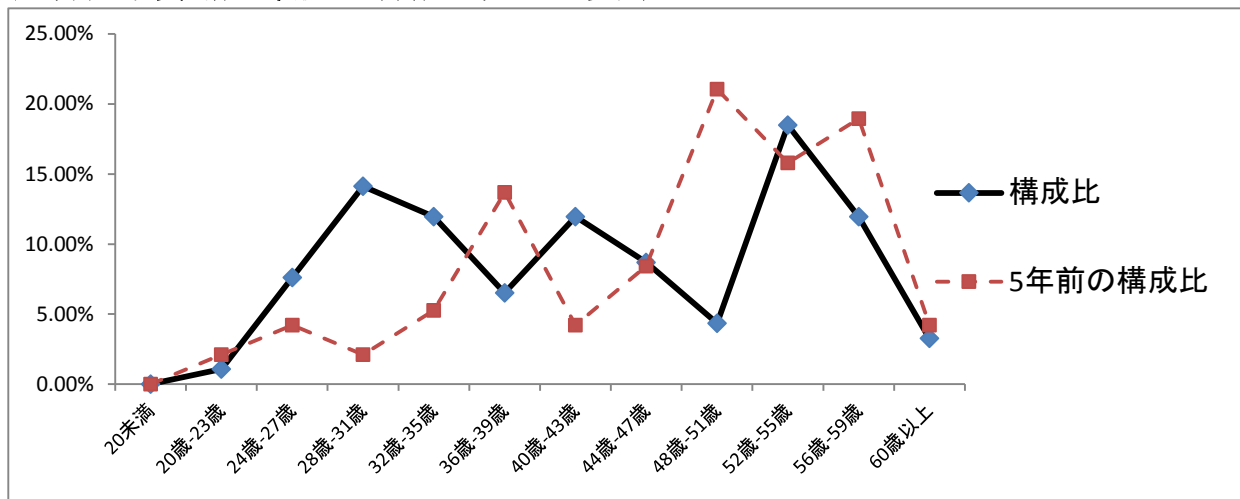
(各年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	災害対応業務量増加のため
		総務	46	47	1	
		税務	5	5	0	
		労働	0	0	0	
		農水	2	3	1	
商工		1	1	0		
土木		5	6	1		
民生		6	6	0		
衛生	8	7	▲1	退職		
	計	75	77	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.19人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 108.08人)	
	教育部門	10	11	1	災害対応業務量増加のため	
	小 計	85	88	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 136.21人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 130.29人)	
公営企業等	会計部門	下水道	1	1	0	
		その他(国保、介護)	3	3	0	
		小 計	4	4	0	
合 計		89	92	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.62人	
		[102]	[102]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 1	人 7	人 13	人 11	人 6	人 11	人 8	人 4	人 17	人 11	人 3	人 92

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		66	70	74	75	75	77	11 (16.7 %)
教育		25	12	11	9	10	11	△ 14 (△ 56.0 %)
警察		0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消防		0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計		91	82	85	84	85	88	△ 3 (△ 3.3 %)
公営企業等会計計		5	4	3	4	4	4	△ 1 (△ 20.0 %)
総合計		96	86	88	88	89	92	△ 4 (△ 4.2 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。